

基監発0317001号
職外発0317001号
職業発0317001号
職民発0317001号
能育発0317001号
平成15年3月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿
都道府県労働局職業安定部長 殿
都道府県労働主管部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
厚生労働省職業安定局業務指導課長
厚生労働省職業安定局民間需給調整課長
厚生労働省職業能力開発局育成支援課長

『外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針』について」の一部改正について

外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の留意事項については、平成5年5月26日付け基監発第18号、外雇発第24号、業調発第22号、需調発第15号、開発第25号「『外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針』について」により通知しているところであるが、今般、日系人雇用サービスセンターを構成している財団法人産業雇用安定センターにおける日系人雇用対策関連業務を職業安定行政単独運営とすることとしたので、下記のとおり改正することとする。

記

当該内かん中記第2の5中の「なお、外国人雇用労務責任者は専任である必要はなく、人事課長や労務課長などと兼任でも差し支えないものであること。また、外国人雇用労務責任者には、平成4年5月15日付け職発第329号「日系人雇用対策の当面の対応について」記の2(1)トにいう「雇用生活責任者」を充てて差し支えないものであること。」を「なお、当該責任者は専任である必要はなく、人事課長や労務課長などと兼任でも差し支えないものであること。」とする。